

(仮称) 史跡公園整備構想委員会の設置について

加賀一丁目に所在する「加賀公園」「野口研究所」「旧理化学研究所板橋分室」一帯の国史跡指定を目指し申請準備のため関係機関との調整を進めてきたが、一定の整理ができたことから今後の申請手続きとこれらの施設の一体的な整備に向けて、学識経験者等による(仮称)史跡公園整備構想委員会を設置する。

記

1 (仮称) 史跡公園整備構想委員会の設置

(1) 設置目的と所掌事務

歴史的・文化財的な価値の高い、野口研究所並びに旧理化学研究所板橋分所及びその周辺に残された明治期以降の造兵廠時代の施設群について、区民共通の財産となる(仮称)史跡公園として整備するため、構想等の策定に関して検討する(仮称)板橋区史跡公園整備構想委員会を設置する。

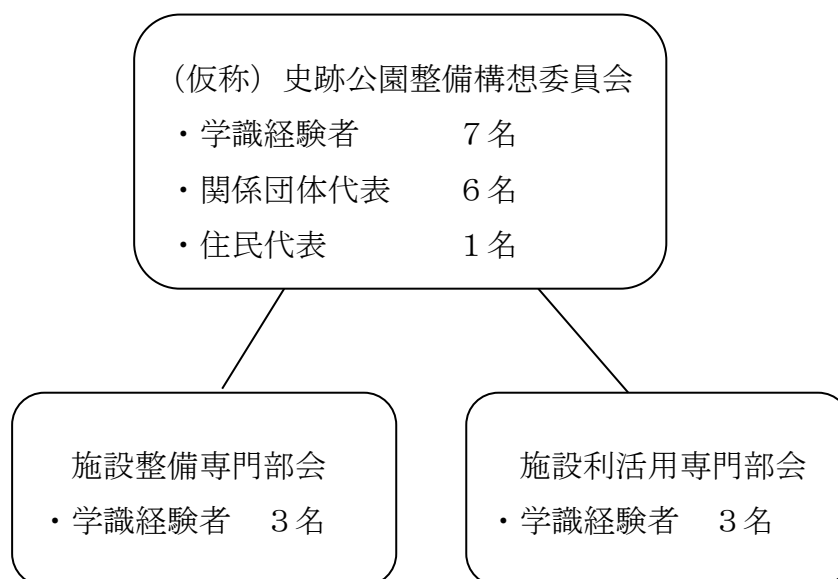
委員会は、「史跡公園の整備に関すること」「近代化遺産群の保存・活用に関すること」「その他、史跡公園の整備に関し必要な事項」を所掌し、基本構想及び基本計画の案をとりまとめ、区長に提示する。

区は、委員会から提示された案を参考に、(仮称)史跡公園の整備に関する基本構想及び基本計画を策定する。

(2) 委員会の構成

委員会については、「歴史的建造物」「産業遺産」「産業史」「古建築」「造園」「都市デザイン」に関する知識を有する学識経験者のほか、「理化学研究所に関する歴史」「板橋区の光学産業」に関する知識を有する方、「史跡公園の整備に関係の深い団体」等の代表及び「地域住民」の代表で構成する。

なお、専門的な視点による具体的な議論を深めるため、施設整備及び施設利活用に関する専門部会を設置する。



(3) 委員会の設置期間

平成28年11月から平成30年3月まで

2 (仮称) 史跡公園の整備に向けた今後の予定

- 平成28年11月 ・第1回(仮称)史跡公園整備構想委員会の開催
 ・施設整備専門部会及び施設利活用専門部会の設置
- 平成28年12月 ・国史跡の指定に必要な申請書類の提出**
- 平成29年 3月 ・(仮称)史跡公園整備構想(案)中間のとりまとめ
- 平成29年 5月 ・(仮称)史跡公園整備構想(案)のとりまとめ
- 平成29年 6月 ・(仮称)史跡公園整備構想を策定**
- 平成29年11月 ・(仮称)史跡公園基本計画(案)中間のとりまとめ
- 平成30年 2月 ・(仮称)史跡公園基本計画(案)のとりまとめ
- 平成30年 3月 ・(仮称)史跡公園基本計画を策定**

※適宜議会報告、住民説明会を行っていく

(仮称) 板橋区史跡公園整備構想委員会設置要綱

(平成28年10月13日 区長決定)

(設置目的)

第1条 歴史的・文化財的な価値の高い、野口研究所並びに旧理化学研究所板橋分所及びその周辺に残された明治期以降の造兵廠時代の施設群について、区民共通の財産となる(仮称)板橋区史跡公園(加賀一丁目)としての整備に向け、区の構想等の策定に関し指針を得るため、(仮称)板橋区史跡公園整備構想委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、(仮称)板橋区史跡公園(以下、「史跡公園」という。)における次の事項について調査検討、審議し、史跡公園の整備構想の指針等について区長へ提示する。

- (1) 史跡公園の整備に関すること。
- (2) 近代化遺産群の保存・活用に関すること。
- (3) その他、史跡公園の整備に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する15名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) その他区長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会の会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、特定の課題を専門的に調査・検討するための専門部会を置く。

2 専門部会は、一の専門部会につき、委員長が任命する部会員4名以内をもって構成する。

(謝礼)

第8条 委員及び部会員に、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が行う。

(委任)

第10条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年10月13日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。